

マイナンバーカードの健康保険証利用 および医療情報取得加算について

当院はオンライン資格確認に対応し、
以下の体制を整備しています



- * マイナンバーカードを健康保険証として利用できます
- * 資格確認端末で診療情報取得に同意していただくことで、医師が診療情報（薬剤情報・特定検診情報等）を閲覧することが可能となります
- * 診療情報を取得・活用することで、より質の高い医療の提供につとめています

正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の
利用にご協力をお願いいたします

「医療情報取得加算」

- I. マイナ保険証を利用する場合
初診時：1点 / 再診時：1点（3月に1回）
- II. マイナ保険証を利用しない場合
初診時：3点 / 再診時：2点（3月に1回）
（従来の保険証を利用、保険資格のみ確認）

〈公費負担医療制度をご利用中の方〉

各種証書のご提示は引き続き必要となります
従来通り、窓口にてご提示をお願いします